

第 116 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 44 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）仮議題
4-(2)	第 44 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）主な検討議題
5-(1)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）議題
5-(2)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）概要

第 116 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 4 月 17 日（木）

10:30 ～ 11:50

場所：AP 赤坂グリーンクロス E ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第44回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第55回 食品添加物部会（CCFA）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

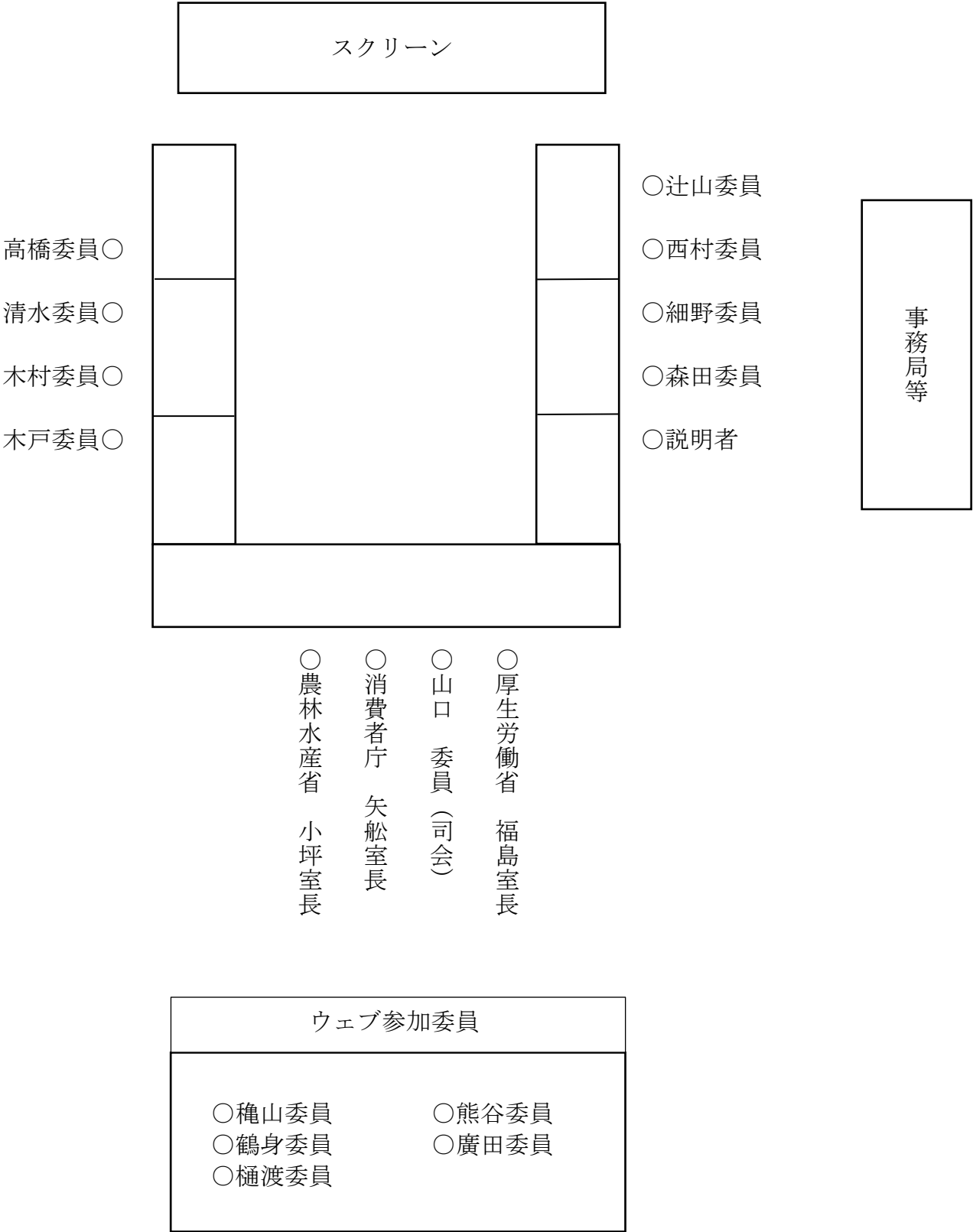
令和 7 年 4 月 1 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま 磯山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 特任教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 116 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 7 年 4 月 17 日（木） 10:30～11:50
AP 赤坂グリーンクロス E ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回分析・サンプリング法部会

日時：2025 年 5 月 5 日（月）～5 月 8 日（木）、14 日（水）

場所：オンライン（議長国：ハンガリー）

仮議題※

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
3.1	コーデックス部会から提出された分析サンプリング法
4	CCMAS43 における保留事項
4.1	キノア中のたんぱく含量の分析法（CL 2024/91-MAS への回答）
4.2	ホエイパウダー中の水分含量の決定
5	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
5.1	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5.2	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新
6	サンプリングプラン
6.1	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） － サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book
6.2	CXS 234 のサンプリングプランの点検・更新
7	食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
8	予防的アレルギー表示に関する分析法

9	CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
10	分析法に関する国際機関間会合の報告
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 44 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時：2025 年 5 月 5 日（月）～5 月 8 日（木）、14 日（水）

バーチャル会合形式にて実施

主要議題の検討内容

（全体）

部会の討議文書は、原則会合の 3 か月前までに配布されることとなっているが、本部会の場合、仮議題の到着が 3 月、その後いくつか文書が配布されたところ。適切な国内対応や効率的な議論の上では適切な時期での文書配布が必須であることから、次回会合以降、文書が適切な時期に配布されるよう、事務局に対し、改めて求める。

仮議題 3：コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認

個別の食品規格等を含めることが目的とされる分析・サンプリング法について、他の部会の提案と依頼に応じて検討・承認を行うことが CCMAS への付託事項（Terms of Reference; ToR）の 1 つに定められている。CCMAS は、手続きマニュアルに定める分析法の選定規準に従い、個別食品部会等から提案された分析・サンプリング法が適切かを検討し、承認の可否を判断する。今次会合では、栄養特殊用途食品部会が策定する規格に関連する分析法について検討する。

（対処方針）

手続きマニュアル及び情報提供文書（CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

なお、他の部会からも分析・サンプリング法の提案が追加でなされる可能性もあるが、それらについては、情報収集に努め、我が国における検査等への影響も踏まえ、科学的に妥当な分析・サンプリング法が承認されるように対処したい。

仮議題 5：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新

仮議題 5.1：フルーツジュースの分析法の点検・更新

（経緯）

第 42 回 CCMAS (2023 年)において、電子的作業部会（EWG）（議長国：ドイツ）を設置し、CXS 234 に収載されているフルーツジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。第 43 回 CCMAS (2024 年)では、欧州標準化委員会（CEN）のフルーツ及び野菜ジュースを対象とする分析法開発を担当する技術委員会（CEN/TC 174）が活動していないことが明らかになったことを踏まえて EWG を再設置し、現在利用可能な国際果物

野菜ジュース協会 (IFU) の分析法について検討することに合意した。

今次会合では、ドイツを議長国とする EWG において検討した成果に基づいて議論する予定。

(対処方針)

科学的に適切となるよう、対処する。また、Appendix II には、個別品目規格に定められた分析条項に対応する分析法規格廃止により分析法が存在しなくなってしまったものもあるが、我が国の実態も踏まえ、我が国で使っている分析法が維持されるよう、対処したい。

仮議題 5.2 : ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新

(経緯)

第 43 回 CCMAS (2024 年) において、EWG (議長国 : セルビア、共同議長国 : 米国) を設置し、CXS 234 に収載されているココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。今次会合では、EWG で検討した成果に基づいて議論する予定。

(対処方針)

科学的に適切になるよう、対処する。我が国の実態も踏まえ、我が国で使っている分析法が維持されるよう、対処したい。

仮議題 6.1 : 情報提供文書 : サンプルングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプルングプランアプリケーションを伴う e-book

(経緯)

第 34 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) (2015 年) から、CXG 50 は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指して CXG 50 の改定が議論され、その改定案は第 46 回総会において最終採択された。本情報提供文書は、新たな CXG 50 の理解促進及び同時に開発されたサンプルングアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進められているものである。本情報提供文書の開発は、CXG 50 改定案の開発と併行して検討されてきたが、第 42 回 CCMAS において EWG (議長国 : ニュージーランド、共同議長国 : ドイツ) を再設置し、サンプルングプランアプリケーションを含む e-book という名前の情報提供文書の作成に引き続き取り組むことに合意した。

前回会合では時間がなくほとんど議論がなされなかったが、今次会合では、EWG での検討結果に基づき、文書の最終化を前提として議論される予定である。

(対処方針)

本情報提供文書作成の目的である、CXG 50 で言及されているサンプルングプランに関する追加の情報を提供することが達成されるものとなるよう、CXG 50 で取扱われていない内容や有益な情報を含まない記述が本情報提供文書に含まれないようにするこ

と、既存の規格やガイドラインにより定義された専門用語が一貫して使用されることを担保すること等に留意し、適宜対処したい。

仮議題 7：食品マトリクス中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準（文書未達）

（経緯）

第 51 回コーデックス食品添加物部会（CCFA）において、食品添加物の一般規格（the General Standard for Food Additives; GSFA）中での硝酸並びに亜硝酸を対象としたリスク管理アプローチを取ることが合意された。このことを背景とし、①乳製品、肉、魚介類を含む様々な食品中で硝酸と亜硝酸イオンを検出するための分析法の性能規準の設定、②設定された性能規準を満たす分析法の情報提供が CCMAS に付託された。第 42 回 CCMAS において、CCFA に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国）を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意した。第 43 回 CCMAS では、CCFA の付託事項に応じた包括的な回答の準備には更なる検討が必要であることが確認され、EWG を再設置し引きつづき検討を行うことに合意した。

今次会合では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 8：予防的アレルゲン表示に関する分析法（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、食品表示部会（CCFL）に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認された分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、世界中の分析法がリスト化されたもののそれらの目的適合性が判断できないとの議論がされ、EWG を再設置し、提出される妥当性確認データを AOAC によるガイドライン及び CEN による性能要求事項に基づき評価し、要求事項を満たすか否かについて整理することとされた。

今次会合では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 9 : CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和

(経緯)

第 42 回 CCMAS において、CXS 234 に収載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、moisture content vs moisture）。これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、作業方針等が説明され、EWG を再設置し引きつづき検討することに合意した。

今次会合では、EWG 議長国であるブラジルが作成した討議文書に基づき、議論される予定である。

(対処方針)

討議文書では、原理や条項について一貫性のある表現方法が提案されている。そのうち、原理については、一貫性がありわかりやすいことが重要と考えており、基本的には討議文書に賛成の立場だが、より良い提案があれば、そちらに賛成して差し支えない。一方、条項については、原則として規格を策定した部会が決定するものであり、CCMAS が変更するのはルールに反することになることを踏まえて対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：物理的作業部会 2025 年 3 月 21 日（金）、3 月 22 日（土）

本会合 3 月 24 日（月）～3 月 28 日（金）

開催地：ソウル（大韓民国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）会合からの関心事項
3(b)	第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2024/58-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2024/59-FA に対する回答）
8	パン用酵母の規格（ステップ 4）
討議文書	
9	食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書
その他	
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書案の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) 報告書

1. 開催日：2025 年 3 月 24 日（月）～ 3 月 28 日（金）
（3 月 21 日（金）、22 日（土）に会期前作業部会（物理的会合）が開催された。）

2. 開催地：ソウル（大韓民国）

3. 出席者

消費者庁	食品衛生基準審査課	器具・容器包装基準審査	室長	佐野 喜彦
消費者庁	食品衛生基準審査課	基準策定専門官		内藤 文子
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	室長	矢舩 順也
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	主査	高橋 健
国税庁	課税部	鑑定企画官付	企画専門官	永島 圭介
厚生労働省	健康・生活衛生局	食品監視安全課		
		輸入食品安全対策室	係員	宮澤 那奈
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	課長補佐	吉田 知太郎
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門官	堀米 明日香
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	リスク管理専門官	今林 利恵子
農林水産省	大臣官房	新事業・食品産業部	食品製造課 係長	森 博紀
国立医薬品食品衛生研究所	食品添加物部	第四室長		窪崎 敦隆
国立医薬品食品衛生研究所	食品添加物部	特別研究員		林 新茂
テクニカルアドバイザー	(一社)日本食品添加物協会			木戸 啓之
テクニカルアドバイザー	日本イースト工業会 技術委員長			松浦 靖展

4. 概要

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおり採択された。

議題 10 において、シンガポール及び中国提案の細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドラインについて、並びに CCFA 事務局（中国）提案の CCFA の将来の作業について、議論することに合意した。

また、以下の会期内作業部会（IWG）を設置することに合意した。

- 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案（議題 6）について検討し、本会合への勧告を作成する（議長：ベルギー）。
- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（議題 7）について検討し、本会合への勧告を作成する（議長：ケニア）。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（議論）

コーデックス総会（CAC）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）及びコーデックス事務局から付託された事項について報告があった。

（結論）

i. 第47回総会からの事項

INS IWG に対し、カルボマー（INS 1210）への国際番号システム（INS）番号の再割り当てを検討するよう要請することに合意した。

ii. 第44回 CCNFSDU からの事項

第44回 CCNFSDU からの以下の回答について、今回会合が設置した GSFA 電子作業部会（EWG）に委ね、検討することとした。

- ① 乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に準拠した食品に、グアーガム（INS 412）、リン酸二デンプン（INS 1412）、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン（INS 1413）、アセチル化リン酸二デンプン（INS 1414）及びヒドロキシプロピルデンプン（INS 1440）を使用する技術的な正当性はないとした。
- ② 缶詰ベビーフード規格（CXS 73-1981）は、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト（CXG 10-1979）のパート D に記載されている食品添加物の栄養キャリアとしての使用を許可した。

iii. コーデックス事務局からの提案事項

今回会合では、①注釈 XS130¹及び XS67²に関する事項、および②FC 01.1.4 および 01.7 におけるジャグア（ゲニピン・グリシン）青（INS 183）に関する規定を、今回会合が設置した GSFA EWG に付託し、検討することとした。

- ① ドライフルーツの一般規格（CXS 360-2020）の採択と、ドライアプリコット（CXS 130-1981）、デーツ（CXS 143-1985）及びレーズン（CXS 67-1981）の規格が個別の附属書として新規格に組み込まれた結果、総会は CXS 130-1981、CXS 143-1985、CXS 67-1981 を取り消した。しかし、GSFA のいくつかの条項は、依然として XS130 及び XS67 に関連しており、これらの注釈を適切な注釈に置き換える必要があるとした。
- ② 第47回総会にて採択された FC01.1.4 「フレーバーミルク飲料」及び FC01.7 「乳を主原料とするデザート」におけるジャグア（ゲニピン・グリシン）青（INS 183）の条項について、整合に関する EWG での議論において XS243³を含める必要があるとされていたことを確認し、条項を改訂する必要があるとした。

iv. 食塩規格の改定案

食塩規格（CXS 150-1985）の卸売用食品の容器の表示規定及び分析・サンプリング方法の規定の改正案を第48回総会に提出し、採択を諮ることとした。

¹ XS130：ドライアプリコット規格（CXS 130-1981）に適合した製品を除く

² XS67：レーズン規格（CXS 67-1981）に適合した製品を除く

³ XS243：発酵乳規格（CXS 243-2003）に適合した製品を除く

議題 3 (a). FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

(議論)

本部会に関連する FAO/WHO の最近の活動について、及び第 99 回 JECFA 会合 (2024 年 6 月) の結果について報告された。第 99 回 JECFA 会合では、4 種類の食品添加物及び 4 種類の加工助剤についての安全性評価、3 種類の食品添加物及び 10 種類の香料群についての仕様書の改訂が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が出された。

ポリグリセリン脂肪酸エステル (INS 475) について、JECFA から、ばく露量推計から判断すると ADI 超過の可能性が高いことへの懸念が表明され、JECFA の安全性評価の結論を出す前に、より広範な国々のばく露量推定値を入手することが重要なため、メンバーに対して 2026 年末までにばく露量推定値を提出するよう要請があった。

(結論)

今回会合は以下の事項に合意した。

- i. 第 99 回 JECFA 会合の最終勧告の要約
- ii. INS IWG に対し、ナイシン A に INS 番号を付与することを検討するよう要請する。
- iii. JECFA 評価の優先リストにポリグリセリン脂肪酸エステル (INS 475) を含める。
- iv. 今回会合が設置した GSFA EWG に対し、GSFA における INS 475 の現在の使用と使用濃度の見直しの可能性を検討するよう要請する。
- v. 加盟国及びオブザーバーに対し、付属書に記載された優先物質について、タイムリーな評価を可能にし、資源の効果的な利用を確保するため、常に完全なデータセットを提供するよう促す。

議題 3 (b). 第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(議論及び結論)

- 第 99 回 JECFA 会合の結果、3 種類の食品添加物、3 種類の加工助剤、10 種類の香料に関する仕様書を改訂等したことが JECFA 事務局から報告された。
- また、ポリグリセリン脂肪酸エステルに係る仕様書について、我が国より 3-MCPDE, GE に関して基準値を設定せず実施規範を参照する JECFA 原案を支持する旨を発言し、今回会合は、当該仕様書を含む全ての仕様書の作成・改訂を第 48 回総会へ提出し、採択を諮ることに合意した。

議題 4 (a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(議論及び結論)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物（加工助剤を含む）の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回合合では、部会から送付された以下の規格案における食品添加物条項案について検討、承認された。

また、生鮮カレーリーフの規格案を用いて、今回初めて、承認と整合の両作業を同時に行った。今後はこのように作業を進めることが奨励された。

- 第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）（REP24/LAC）

「ルロ（Castilla lulo）の地域規格」

- 第 23 回生鮮果実・野菜部会（CCFFV）（REP25/FFV）

「生鮮カレーリーフの規格」

議題 4 (b)．個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告

（議論及び結論）

GSFA を食品添加物に関する唯一の参照規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

今回合合では、以下の点について、EWG 及び物理的作業部会（PWG）の検討結果を踏まえ、議論が行われた結果、整合作業の内容に関する合意が得られた。

- アジア地域調整部会（CCASIA）の規格（発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、さご椰子粉の地域規格（CXS 301R-2011）、非発酵大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品の地域規格（CXS 354R-2023）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023））の整合
- 近東地域調整部会（CCNE）の規格（テヘナを含む缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）、缶詰フル・メダンメスの規格（CXS 258R-2007）、テヘナの地域規格（CXS 259R-2007）の整合
- スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の規格（乾燥オレガノの規格（CXS 342-2021）、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）、乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）、乾燥または脱水ニンニクの規格（CXS 347-2019）、乾燥花：サフランの規格（CXS 351-2022）、乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）、乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022））の整合
- 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS19-1981）に含まれる油脂に、GSFA の FC02. 1. 2 「植物油脂」に掲載されている着色料を使用することに関する検証とそれを踏まえた FC02. 1. 2 の着色料の規定の更新
- 以下により、栄養強化米へのメタクリル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的な使用を含める。
 - a. 「米の規格（CXS 198-1995）」に、GSFA の FC06. 1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」に記載されている食品添加物のうち担体（carrier）のみ、栄養強化米への使用を認める食品添加物条項を導入する。

- b. 必要に応じて、FC06.1 に記載されている食品添加物の規定を変更する。
- 表 3 注釈のアプローチに従った、GSFA の表 1 及び 2 から移行する必要がある表 3 の添加物のリストの更新

なお、我が国は第 51 回 CCFA 会合（2018 年）以降、本議題に関する EWG の共同議長を務めており、引き続き、カナダが議長、米国と日本が共同議長を務め、EWG を設置することに合意した。

議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告 (議論及び結論)

今回会合では、以下の点について、EWG 及び PWG の検討結果を踏まえ、安全性及び技術的正当性の観点から適切な食品添加物条項の内容となるよう議論が行われ、各条項の採択や作業中止等を第 48 回総会に提出することに合意した。

我が国は、国内の使用実態を事業者等から収集して部会での議論に提出し、十分な情報が入手できた条項については実態が反映された。

- i. GSFA の FC02.2.2 「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」におけるパプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の使用の技術的正当性に関する第 28 回油脂部会 (CCF0) からの回答
- ii. FC01.2.1 「発酵乳 (プレーン)」におけるビキシンベースのアナトー抽出物 (INS 160b(i)) の承認条項の撤回
- iii. 実際の使用濃度に関するコメント募集する FC07.1 「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」におけるアスパルテム (INS 951) の承認条項と代替注記の適用
- iv. 上記箇条書き i 及び ii で取り上げた着色料を除く FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおいて注釈 161 を付した着色料の承認条項と同様に FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおける着色料の条項案及び条項原案
- v. 第 54 回会合で GSFA のステップ 2 に加えることに合意した条項

議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規／改訂の提案 (CL 2024/58-FA への回答)

(議論及び結論)

食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書 (CL) に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について検討が行われ、GSFA 規格策定プロセスに含めることに合意した。

今回会合では、中国、南アフリカ、国際食品添加物委員会 (IFAC) 及び国際特殊用途食品産業界 (ISDI) からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行った。結果、提案の食品添加物条項

を GSFA にステップ 2 で加えることを第 48 回総会に送ることに合意した。

また、次回会合に向けて、米国を議長として、EWG を設置すること、物理的作業部会を開催し GSFA に関する EWG の報告書並びに GSFA の新規及び改訂条項の提案に関する CL への回答に係る検討を行うことに合意した。

議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

(議論)

コーデックス事務局からの CL に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、EWG 及び IWG における検討結果に基づき議論を行った。

IWG 議長のベルギーは、IWG 報告書 (FA55/CRD04) を紹介し、今回会合に対し、以下の勧告を行った。

勧告 1 : CXG 36-1989 のセクション 1、3 及び 4 の修正

今回会合は、次の事項を承認した。

(a) CXG 36-1989 のセクション 3 及び 4 を以下のとおり修正する。

- ジャグア (ゲニピン-グリシン) 青 (INS 183) の同義語として「ジャグア青」を追加し、脚注で括弧の使用を明確にすること。
- オルトフェニルフェノール (INS 231) 及び オルトフェニルフェノールナトリウム (INS 232) を削除すること。
- 光沢剤として、酸化ポリエチレンワックス (INS 914) を追加すること。

(b) 食品添加物名での括弧の使用は、必要に応じて脚注を使用して説明できることを明確にするために、CXG 36-1989 のセクション 1 の編集上の修正をする。

また、コーデックス事務局に対し、INS 231 及び INS 232 の削除を反映するために「削除及び再利用された INS 番号に関する情報文書／表」を更新するよう要請した。

勧告 2 : アゾジカルボンアミド (INS 927a) のステータス

今回会合は、国家認可がまだ有効であることから、現段階ではアゾジカルボンアミド (INS 927a) を INS から削除しないことに合意した。さらに、その継続的な関連性を再評価した後、将来的に INS に関する IWG の任務において (例えば 2030 年までに) その削除の可能性を再検討することに合意した。

勧告 3：2-フェニルフェノールのステータス

今回合会は、2-フェニルフェノール（オルトフェニルフェノールの別名）が食品添加物として INS から削除されたにも関わらず、コーデックス食品添加物仕様書リスト（CXA 6-2024）では香料として依然として維持されており、香料としての現在の使用に関する情報は入手できないことから、CXA 6-2024 から削除することを勧告することに合意した。

勧告 4：カルボマーの INS 番号

第 47 回総会が CCFA にカルボマーの INS 番号を再検討するよう要請したことを受けて（議題 2）、今回合会は、カルボマーに INS 1211 を割り当てるという勧告に合意した。

勧告 5：ナイシン A の INS 番号

他の形態のナイシンが存在する可能性があることを考慮して、今回合会は、INS でナイシン A 及び潜在的な他種のナイシンをどのように扱うべきかについて、さらに検討することに合意した。メンバーに対し、他種のナイシンの追加を提案したい場合は CL に回答することを奨励した。

（結論）

今回合会は、以下の事項に合意した。

- i. 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案を第 48 回総会に提出し、ステップ 5/8 での採択を諮る。
- ii. 2-フェニルフェノールの削除によるコーデックス食品添加物規格リスト（CXA 6-2024）の修正を進める。
- iii. コーデックス事務局に対し、INS 231 と INS 232 の削除を反映するため、「削除及び再使用された INS 番号に関する情報文書／表」を更新するよう要請する。

また、ベルギーを議長とし、英語のみで作業する INS に関する EWG を設置することに合意した。

議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL2024/59-FA に対する回答）

（経緯）

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合会では、コーデックス事務局からの CL に対して日本、EU 及び各オブザーバー機関から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための優先物質リストに掲載するべきか議論された。

（議論）

IWG 議長のケニアは、IWG 報告書 (FA55/CRD05Rev.) を紹介し、今回会合の作業文書に加え、第 100 回 JECFA 会合のデータ募集も考慮し、JECFA による評価のための優先物質リストを作成したこと、FA55/CRD05Rev. の附属書 1 (表 1 及び表 2) 並びに附属書 2 (表 C1~C4) に含まれる優先リストの提案に至った IWG での主な議論と、JECFA 優先リストに掲載するよう勧告した物質について説明した。

今回会合は、FA55/CRD05Rev. (附属書 1 および 2) の物質を優先リストに含めるという IWG 議長による勧告を承認した。また、以下の点に留意した。

亜硫酸水素カリウム (INS 228)

亜硫酸塩グループに対する再評価を行うか、亜硫酸水素カリウム (INS 228) のみの再評価を行うかに関する IWG の議論に留意し、INS 228 が GSFA に記載されている亜硫酸塩グループに含まれていないことを確認した。そのため、INS 228 のみのリストへの記載を維持することで合意した。

Bacillus subtilis 及び *Escherichia coli* 由来のフィコシアニン

スピルリナ由来のフィコシアニンとの類似性を評価するため、*Bacillus subtilis* 及び *Escherichia coli* 由来のフィコシアニンを優先リストに含めるよう要請したことに留意した。この提案は、第 56 回 CCFA での検討のため、CL への回答として提出される可能性があることが確認された。

エリスロシン (INS 127)

エリスロシン (INS 127) が安全性の懸念から規制当局によって最近取り下げられた事例があったことを受け、安全性再評価のため優先リストに加えるよう要請されたことについて、この物質について新たなデータは得られておらず、2018 年に実施された現在の評価が引き続き有効であるとの JECFA 事務局からの助言に留意した。

今回会合は、新しいデータが入手可能になるまで INS 127 を優先リストに含めないことに合意した。

第 56 回 CCFA で優先リストから削除される物質

データの入手可能性が確認されない場合、スクログリセリド (INS474) と *Bacillus licheniformis* 由来のキシラナーゼを第 56 回 CCFA で優先リストから削除することに合意した。

なお、我が国より依頼を提出していた、2 つの酵素 (Protease from *Bacillus amyloliquefaciens* 及び Glutaminase from *Aspergillus niger*) についてデータ入手可能時期を延長、3 つの酵素 (Ribonuclease P from *Penicillium citrinum* (RP-4)、Acylglycerol lipase from *penicillium crustosum* 及び Triacylglycerol lipase from *Limtongozyma cylindracea*) についてデータ入手可能時期及び窓口を変更、さらに、複数種類の香料 (Carvone、Ethyl2-methylpentanoate 等) について窓口を変更するこ

とは、承認された。

(結論)

今回合合は、以下の事項に合意した。

- i. JECFA による評価のための優先物質リストを第 48 回総会に承認を諮る。フォローアップのため FAO 及び WHO に送付する。
- ii. コーデックス事務局に対し、JECFA による評価のための優先物質リストに関する情報とコメントを求める CL を発行するよう要請する。

議題 8. パン用酵母の規格 (ステップ 4)

(経緯) ^{4, 5, 6}

第 53 回合合 (2023 年) に中国から酵母 (パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母を含む) の個別食品規格に関するプロジェクトドキュメント (以下、プロドク) が提出された。複数国から規格対象に関する意見があったため、関心国等にて、プロドクを検討し第 54 回合合 (2024 年) にて再度議論することとなった。

第 54 回合合 (2024 年) にて、規格対象をパン用酵母に絞り新規作業を開始することに合意した。EWG (議長: 中国、共同議長: フランス、トルコ) にて規格原案を作成することになった。

(議論)

会合前に EWG 議長及び共同議長が作成した議場配布資料 (CRD) 22 に掲載されている規格原案をベースに議論が行われた。

今回合合 1 日目に議論が行われたが、様々な論点が出てきたため、翌朝にも関心国による意見交換の時間が設けられた。その意見交換の結果も踏まえて、今回合合 2 日目に再度議論が行われた。主な論点は以下のとおり。

○定義

エルサルバドルから、詳細は不明であるが *Saccharomyces cerevisiae* 以外の種を使用した製品もあることから種を限定すべきではない、また COFALEC (ヨーロッパの酵母メーカーの団体) は、将来 *Saccharomyces cerevisiae* 以外の種からなるパン用酵母が開発される可能性がある、との理由から、定義に柔軟性を持たせるために「典型的には」を追記したいとの意見があった。 ([典型的には] *Saccharomyces cerevisiae* に属する単細胞真菌の一種 (原文: Baker's yeast refers to a type of unicellular fungus [typically] belonging to the species of *Saccharomyces cerevisiae*.)

⁴ 第 44 回コーデックス総会報告 (第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13768129/www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf

⁵ 第 53 回食品添加物部会報告 (第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf

⁶ 第 54 回食品添加物部会報告 (第 112 回コーデックス連絡協議会資料 23 ページ)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/112-2.pdf

EWG 議長より、*Saccharomyces cerevisiae* は安全に使用されてきた歴史があるが、その他の種については食経験による安全性が不明のため、規格に含めることは適切でないとの説明があり、〔典型的には〕は削除され、*Saccharomyces cerevisiae* に限定する記載となった。

○セミドライイーストの追記

韓国より、規格原案に含まれている「生イースト (fresh yeast)」「ドライイースト」の他、「セミドライイースト」が流通しているため、「セミドライイースト」を追記する提案があった。EWG 議長より、セミドライイーストはドライイーストの一種であるとの説明があり、ドライイーストの種類として記載された。

○必須組成

EWG では、パン用酵母製品は、酵母のみが原料として使用できる案が示されていたが、議論のベースとされた CRD22 には、我が国から CRD17 にて提案した「生地に必要な原材料は必要に応じて使用できる」旨の記載が反映されており、これをベースに議論が進められた。

EWG 議長からは、植物油が添加されているパン用酵母製品がある旨紹介があった。我が国からは、日本だけでなくメンバー国においてもビタミン C が混合されているパン用酵母製品があり、ビタミン C はパン用酵母のための添加物ではなく、パン生地に必要な原材料として混合されている旨説明した。

トルコからも、パン生地の発酵を助けるために酵素が添加されているパン用酵母製品があり、酵素はパン用酵母自体のためでなくパン生地のために添加されているとの説明があった。

EU からは、原材料は限定すべきとの意見があり、GSFA のキャリーオーバー原則の考え方と関連させた文章の提案があった。

どのような記載が適切か、また、キャリーオーバー原則の考え方に言及する場合には「4 食品添加物」に記載すべきか等について、今後さらに検討が必要とされた。

○食品添加物

EWG では、パン用酵母製品に使用されている食品添加物の情報整理や技術的正当性の検討が十分行われなかったことから、EU、オーストラリアから、実際に使用されている食品添加物の情報を整理した上で、どのような記載をするか検討すべきとの意見があった。

また、COFALEC からは、実際に使用されている食品添加物が網羅されるよう規格を作ってほしいが、各社がどのような食品添加物を使用しているかの情報収集はかなり大変であり時間もかかるとの意見があった。

今後、さらに検討が必要とされた。

○加工助剤

我が国から提案した「加工助剤として使用される物質に関するガイドライン（CXG 75-2010）」に沿ったものを使用する旨の記載をベースに議論が行われた。

EU からは、こういった目的の加工助剤であるかを記載すべきとの意見があった。

オーストラリアからは、加工助剤の目的の記載までは不要との意見があった。

今後、さらに検討が必要とされた。

○遺伝子組換えに関する記述

ロシアから、遺伝子組換え酵母は規格に含まれないようにすべきとの意見があった。

ブラジルからは、将来、遺伝子組換え酵母が生産される可能性があることから、本規格の中で、既存の関連するコーデックス文書（「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則（CXG 44-2003）」等）を参照すべきとの記載を入れるべきとの意見があった。

議長やコーデックス事務局から、現在、遺伝子組換え酵母が生産されているとの情報がないことを踏まえ削除が提案された。しかし、カナダから、既に遺伝子組換えのパン用酵母（アクリルアミド低減酵母）が承認されている旨の情報共有があり、本規格の中で、遺伝子組換え食品に関連するコーデックス文書に言及するかは、さらに検討が必要とされた。

（結論）

EWG 議長がステップ 5/8 で進めることを目指していたことを踏まえ、本議題に多くの時間が割かれたが、合意に至らない論点がいくつも残ったため、ステップ 2 に差し戻されることになった。EWG（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて次回会合に向けて規格原案の再検討が行われることになった。

また、議題 9 に関連し、本 EWG にて、必要があれば本規格の添加物条項を GSFA に反映させるための GSFA 改定案も策定することとされた。

議題 9. 食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書

（経緯）

第 53 回会合において、他の部会により新しい食品添加物の条項が策定され続けており、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」はさらなる相違を防止するには不十分であると考えられること、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを踏まえ、第 53 回会合は、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間の将来の乖離を回避するため、未解決の問題を特定するための討議文書を作成することに合意した。

第 54 回会合において議論の結果、整合に関する以下の作業目標に合意した。

- ・食品添加物について参照すべき唯一の規格として GSFA を強化する
- ・個別食品規格への独自の食品添加物条項の設定は可能な限り最小限にする

- ・今後、個別食品部会/地域調整部会が食品添加物条項を設定した場合には GSFA に組み込むことで、整合作業が完了した状態にする

また、同会合では、著者である中国と、共著者であるオーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、セネガル及び米国に対して以下を要請することに合意した。

- ・GSFA の変更が必要時・タイムリーに行われるよう、個別食品部会／地域調整部会が検討した食品添加物条項の承認と組込に関するガイダンス文書の検討を含む、作業の運用を検討する
- ・CCFA が個別食品部会／地域調整部会にどのように関与するかを含む、エンゲージメント計画を作成する

今回会合に提出された討議文書では、個別食品規格／地域規格の食品添加物条項の策定と GSFA の改訂の円滑化のために専門家（個別食品の専門家及び GSFA の専門家）の関与の重要性について言及されると共に、個別食品規格／地域規格に関する GSFA の改訂案策定について、2つのオプションが提示されていた。

- － オプション1：個別食品部会／地域調整部会が GSFA の改訂案を作成
個別食品部会／地域調整部会が、特定の個別食品に関連する GSFA 改訂案の作成に責任を持ち、CCFA がそれを承認する。
- － オプション2：CCFA が GSFA 改訂案を作成
CCFA が、個別食品部会／地域調整部会からの要請と情報に基づき、GSFA の改訂案の作成に責任を持つ。

なお、討議文書では、改訂案作成には GSFA の詳細な知識が必要であり、これは主に CCFA にあるため、オプション2がより効率的であるとされていた。

（議論）

著者である中国から、各国からの事前の意見等を踏まえ、個別食品部会／地域調整部会が GSFA に関する理解度に応じて選択できるよう、上記のオプションは2つとも維持し、次のステップの検討に使用することとしたいとの見解が示され、共著者のカナダ及び EU から、両オプションのメリットを踏まえ、中国を支持するとの表明があった。我が国は、事前の意見交換等ではオプション2の支持と慎重な議論を継続すべき旨発言していたが、著者及び共著者から示された意見や今後の検討の方向性について支持するとともに、今後の草案作成に共著者として参加する旨表明した。

（結論）

今回会合は、中国を著者として、オーストラリア、ブラジル、カナダ、エルサルバドル、EU、日本及び米国を共著者として以下の事項を要請することに合意した。

- i. 個別食品規格への食品添加物条項の策定について、今回の討議文書（CX/FA25/55/12）において示された2つのオプションを含む、運用規範の草案（コミュニケーション及びエンゲージメント計画を含む）を作成する。
- ii. CCFA へ包括的な情報が確実に提出されるよう、個別食品部会／地域調整部会が使用するテンプレートを作成する。

また、個別食品部会／地域調整部会に、この進行中の作業について報告することに合意した。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

細胞培養食品ガイドラインの新規作業提案

(経緯)

第 86 回執行委員会（2024 年）にて、シンガポールから、細胞培養食品に関する 2 つの討議文書が提出され、以下の①の培地成分の安全性評価ガイドラインは CCFA へ、②の衛生規範は食品衛生部会（CCFH）に新規作業提案として提出することが勧告された。

①細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン

②細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範

第 47 回総会（2024 年）にてシンガポールから、第 86 回執行委員会の勧告のとおり上記 2 文書を CCFA、CCFH にそれぞれ提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

今回合合では、シンガポールと中国が作成した「細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン」の作業提案について議論された。

(議論)

消費者の安全を確保及び食品貿易における公正な慣行を促進するために、この種類（細胞培養食品）の新たな食料源と生産システム（NFPS）に関するコーデックスガイドラインの確立について検討する必要性に支持があった。

韓国やサウジアラビア等は、提案内容を支持し、新規作業提案として総会に承認を諮ることを支持した。一方、EU は、細胞培養食品のような特定の製品に関連する規格に関する作業よりも、NFPS に関する国内規制枠組みの構築を支援するような作業を優先すべきであるとの意見から提案に反対する姿勢を示し、米国は、細胞培養食品の安全性評価や規制の経験がある国がわずかであり、大規模な生産や貿易がない中で取り組むのは時期尚早であるという懸念を表明した。そのため、新規作業提案を見直す必要性が確認され、作業開始に一致した同意が得られず、今回合合は、新規作業提案を改善するため、さらなる議論を行うことに合意した。

(結論)

今回合合は、以下の事項に合意した。

- i. 細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン策定のための新規作業提案について、議論し、改善するための、シンガポールを議長とし、中国、韓国及びサウジアラビアを共同議長とする EWG を設置する。

- ii. EWG の付託事項 (TOR) は以下の通りとする。
- 第 56 回 CCFA の議題として検討するために、細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン策定のための新規作業提案を修正すること。
 - 細胞培養培地成分の分類の枠組みと、安全性評価に必要なそれに対応する各分類における科学的根拠を策定すること。
 - FAO と WHO に、細胞培養培地成分のリスク評価の枠組みを策定に向けて、科学的助言を求めることが必要な特定の分野を決定すること。
- iii. 第 56 回 CCFA の仮議題にこの項目を含める。

CCFA の将来の作業に関する討議文書

(経緯)

CCFA 事務局を務める中国から、GSFA 関連課題作業の収束が見込まれる中で、CCFA の将来の作業に関する討議文書 (FA55/CRD07) が提出された。

提案内容には、(i) 今後の作業テーマの見直しと検討、(ii) CCFA の TOR 見直しの必要性の確認、(iii) 新たな作業提案を募るための CL を発行し、その後、第 56 回 CCFA の新たな作業項目をまとめた討議文書を作成すること、が含まれた。

(議論)

CCFA の活動の中核である GSFA に関する作業は最優先事項であり続けるべきであることが確認された。我が国からは、将来の作業の議論をすることには賛成だが、その対象は CCFA の専門性を考慮して、あくまで現行の TOR の範囲内にすべきである旨を発言した。カナダから、食品表示部会 (CCFL) を例として、他部会の取り組みを参照しながら、新たな作業を収集するための体系的なアプローチを確立すべきであるとの発言があり、コーデックス事務局から、食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の事例も紹介された。

また、サステナビリティの要素を盛り込むかどうかについても議論があった。ブラジルは、サステナビリティはコーデックスや CCFA のマンデート外であり、FAO や経済協力開発機構 (OECD) 等の他機関で取り扱うべきものであるとの意見からサステナビリティへの言及に懸念を表明し、パラグアイ、ウルグアイ及び米国が支持した。一方、EU は、コーデックス戦略計画 2026-2031 にサステナビリティやグローバルな課題に取り組むための関連国際機関との関係強化が盛り込まれており、サステナビリティと国際機関の関与の両方を考慮することの重要性を強調した。

(結論)

今回合意は、以下の事項に合意した。

- i. コーデックス事務局に対し、今後の作業課題、これらの課題に対処するための体系的なアプローチ、FA55/CRD07 へのコメントを求める CL を発行するよう要請する。

- ii. メンバー及びオブザーバーに CL への回答を促す。
- iii. CCFA 事務局に対し、第 56 回 CCFA での議論のために、CL への回答に基づいて討議文書を作成することを要請する。

その他の事案

我が国より、従来からの懸念であった GSFA と FoodEx2 のマッピングについて、オーストラリア、カナダ及び EU と連携して本年 1 月に原案を JECFA 事務局に提出したことを報告した。議長より謝意が示されるとともに、作業に関係したメンバーが望む場合、次回会合で詳細報告していただきたいとコメントがあった。

食品添加物部会（CCFA）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
第 88 回執行委員会 第 48 回総会	採択	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案	5/8
		GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	—
		食品添加物の分類名称と国際番号システムの修正原案	5/8
		5つのCCASIA規格、3つのCCNE規格、8つのCCSCH規格、1つのCCF0規格、1つの穀物・豆類部会（CCCPL）規格の整合に関するGSFAの食品添加物条項の改定 GSFA の表 3 添加物に関する個別食品規格の参照の食品分類 12. 2. 1 “ハーブとスパイス (ONLY SPICES) ” の改訂	—
		CCASIAの3規格（CXS 298R-2009、CXS 322R-2015、CXS 355R-2023）の食品添加物セクションの改訂、3つのCCNE規格（CXS 257R-2007、CXS 258R-2007、CXS 259R-2007）、8つのCCSCH規格（CXS 342-2021、CXS 343-2021、CXS 344-2021、CXS 345-2021、CXS 347-2019、CXS 351-2022、CXS 352-2022及びCXS 353-2022）、並びに米の規格（CXS 198- 1995）	—
		「キュウリの漬物の規格（CXS 115-1981）」、「核果類缶詰規格（CXS 242-2003）」、「ジャム、ゼリー、マーマレード規格（CXS 296-2009）」における食品添加物条項の改訂	—
		食塩規格（CXS 150-1985）の改訂	—
第 88 回執行委員会 第 48 回総会	採択	GSFA の食品添加物条項（廃止）	
		GSFA の食品添加物条項の案及び原案（中止）	
第 88 回執行委員会 第 48 回総会	情報	ステップ 2 における GSFA の食品添加物条項原案の新規提案	
第 48 回総会 FAO/WHO	情報フォローアップ	JECFA による評価のための優先物質リスト	

責任者	目的	事項	ステップ
地域調整部会 ／個別食品部会	情報	GSFA、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画	
CCMAS	行動	CXS 150-1985 に記載されている塩化ナトリウムの測定法を CXS 234-1999 に含める要請	
CCNE	行動	混合ゼータルの地域規格 (CXS 341R- 2020) に対する GSFA の適切な FC (12. 2. 1 又は 12. 2. 2) の明確化	
CCSCH	行動	(i)適切な技術的機能を共有するグループ内の全ての食品添加物に規定を拡大するという一般原則を適用する可能性、 (ii)規格化されたスパイスは表 3 の添加物を必要とするか、または規格化されたスパイスと料理用ハーブの両方を表 3 の附属書に含めるか についてのガイダンス	
CCASIA	行動	非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015) に適合する香料付き大豆飲料におけるパプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の技術的正当性に関するガイダンス	
魚類・水産製品部会 (CCFFP)	行動	急速冷凍エビ又はクルマエビの規格 (CXS 92-1981) 及び急速冷凍ロブスターの規格 (CSX 95- 1981) に適合する製品における 4-ヘキシルレゾルシノール (INS 586) の使用についての技術的必要性に関するガイダンス	
加盟国	情報 行動	第 99 回 JECFA 会合における ADI のステータス及びその他の勧告の変更の結果として必要とされる行動	
加盟国 電子作業部会 (議長 国：カナダ、共同議長 国：米国及び日本) 第 56 回 CCFA	立案 討議	3つのCCAFRICA規格 (CXS 334R-2020、CXS 335R-2020、CXS 350R-2022) 、2つのCCLAC規格 (CXS 304R-2011、CXS 305R-2011) 、2つのCCNASWP規格 (CXS 336R-2020、CXS 356R-2023) 、1つのCCCPC規格 (CXS 86-1981) 、3つのCCFFP規格 (CXS 191-1996、CXS 292-1995、CXS 312-2013) 、1つのCCPFV規格 (CXS 247-2005) 表 3 注記への段階的アプローチの開発	
加盟国 物理作業部会 (議長 国：カナダ) 第 56 回 CCFA	討議	個別食品部会から付託された食品添加物条項の整合と承認に関する EWG の報告書	
加盟国 電子作業部会 (議長 国：米国) 第 56 回 CCFA	立案 討議	コーデックス事務局、CCNFSDU、JECFA からの事項、ラズベリー缶詰規格 (CXS 60-1981) 及びイチゴ缶詰規格 (CXS 62-1981) に適合する製品におけるエリスロシン (INS127) の実際の	

責任者	目的	事項	ステップ
		使用に関する CL 回答、 様々な食品分類にわたる異なる着色料に関する規定、CRD2 付属書 5 に含まれる GSFA のステップ 2 に記載される条項及び CRD2 付属書 5 に記載される GSFA の表 3 の説明書きの明確化を求める提案に関する議論など 13 のタスク	
加盟国 GSFA に関する物理作業部会（議長国：米国） 第 56 回 CCFA	討議	GSFA に関する EWG の報告書、及び GSFA の新規条項及び／又は改訂条項の提案に関する CL への回答	
加盟国 電子作業部会（議長国：ベルギー） 第 56 回 CCFA	コメント 立案 討議	食品添加物の国際番号システム（CXG 36-1989）の第 3 節の変更及び／又は追加の提案を求める CL への回答を検討し、ナイシン A についてさらなる検討を行う。	
加盟国 第 56 回 CCFA	コメント 討議	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書	
加盟国 GSFA に関する物理作業部会（議長国：米国） 第 56 回 CCFA	コメント 討議	GSFA の新規又は改訂条項	
加盟国 第 56 回 CCFA	コメント 討議	JECFA による評価のための優先物質リストの追加・変更提案	
加盟国 電子作業部会（議長国：中国、共同議長国：フランス及びトルコ） 第 56 回 CCFA	再立案 討議	パン用酵母の規格	2/3 差戻し
著者：中国、共同著者：オーストラリア、ブラジル、カナダ、エルサルバドル、EU、日本及び米国 第 56 回 CCFA	立案	個別食品規格に関連する GSFA 食品添加物条項策定のための独立した運用規範の草案を作成し、包括的な情報の提出を確実にするため、個別食品部会／地域調整部会が使用するテンプレートを作成	
加盟国 電子作業部会（議長国：シンガポール、共同議長国：中国、韓国及びサウジアラビア） 第 56 回 CCFA	立案	細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドラインを作成するためのプロジェクトドキュメント	
CCFA ホスト事務局 第 56 回 CCFA	立案	CCFA の将来の作業に関する討議文書	